

平成22年7月13日

制定

(設置)

第1条 山形大学大学院教育実践研究科(以下「研究科」という。)に、山形大学大学院教育実践研究科運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 運営協議会は、専門職大学院設置基準第6条の2第1項の教育課程連携協議会を兼ねるものとする。

(目的)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議し、研究科の円滑な運営に資することを目的とする。

- (1) 研究科の運営に関する事項
- (2) 研究科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直し
- (3) 研究科の教育及び研究に関する事項
- (4) その他研究科に関する重要事項

(組織)

第3条 運営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科から選出された教員 2人
- (3) 地域教育文化学部から選出された教員 5人
- (4) 山形県教育委員会教育長
- (5) 山形県教育局義務教育課長
- (6) 山形市教育委員会教育長
- (7) 山形県市町村教育長の中から研究科長が委嘱する者 4人
- (8) 公益財団法人やまがた教育振興財団理事長

(委員の任期)

第4条 前条第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2号及び第3号に掲げる委員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 運営協議会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 議長は、運営協議会を主宰する。

(副議長)

第6条 運営協議会に副議長を置き、研究科長が指名する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 運営協議会は、議長が招集する。

2 運営協議会は、委員総数の3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 運営協議会の議事は、会議に出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

4 運営協議会は、毎年1回以上開催する。

5 前項の規定にかかわらず、議長は、委員総数の2分の1以上の委員から会議開催の要求があったときは、運営協議会を開催しなければならない。

6 第3条第2号から第8号までに掲げる委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(資料の提出等の協力)

第8条 運営協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第9条 議長は、運営協議会の議事録を作成しなければならない。

(事務)

第10条 運営協議会の事務は、小白川キャンパス事務部総務課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、議長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年7月13日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年5月10日規程第25号)

この規程は、平成23年5月10日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成23年8月17日規程第30号)

この規程は、平成23年8月17日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成28年1月26日)

この規程は、平成28年1月26日から施行し、平成27年12月19日から適用する。

附 則(平成29年1月26日)

この規程は、平成29年1月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成30年12月16日)

この規程は、平成30年12月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和5年11月29日)

この規程は、令和5年11月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。